

【開設期間】2月17日(月)～3月16日(月) ※土日祝等を除く(2月24日(月)、3月1日(日)は開設)

【受付時間】9:00～16:00 ご注意ください!

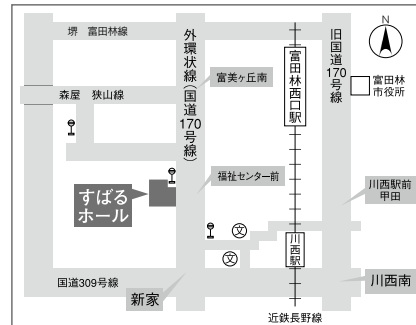
- ・混雑状況により、早めに相談受付を終了する場合があります。
- ・会場は大変混雑する(特に開設当初と申告期限間近)ので、ご注意ください。
- ・納付手続、納税証明書の発行及び相続税の相談は行っていません。
- ・ご不明な点について質問や確認をしていただき、会場内のパソコンやご自身のスマホを使って申告書等を作成していただきます。
- ・お越しの際は、関係書類や前年分の申告書の控え等をご持参ください。

●令和元年分の申告期限、納期限等について

税目など	申告および納期限	口座振替日
申告所得税及び復興特別所得税	3月16日(月)	確定分 4月21日(火) 延納分 6月1日(月)
個人事業者の消費税及び地方消費税	3月31日(火)	4月23日(休)
贈与税	3月16日(月)	

- (注1) 申告書の提出後に納付書の送付や納税通知書等によるお知らせはありません。
(注2) 納期限に遅れた場合や残高不足等で振替納税ができなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの日数に応じ、延滞税の納付が必要な場合があります。

- 申告書等は、信書便による送付または税務署の時間外文書収受箱への投かんにより、提出することができます。
- 国税は、申告した税額等に基づき納税者ご自身で納期限までに納付していただく必要があります。
- 納付書で納付を行う場合には、納期限までに金融機関または所轄税務署の納税窓口で納付してください。(納付書は金融機関、申告書作成会場、税務署でお求めください。)
- 納税には、ご自分の預貯金口座から自動的に納税できる安全・確実・便利な振替納税またはダイレクト納付をご利用ください。
- QRコードを利用したコンビニ納付も可能です。詳しくは国税庁ウェブサイトをご覧ください。



すばるホール

《所在地》富田林市桜ヶ丘町2番8号
 《交通》近鉄長野線川西駅から徒歩8分/南海小金台2丁目バス停から徒歩8分/近鉄富田林駅からレインボーパーパス「すばるホール」で下車
 《問合せ》富田林税務署
 ☎0721-24-3281(代表)
 ※自動音声によるご案内です。アナウンスに従い操作してください。なお、「すばるホール」会場では、電話による問い合わせはお受けできません。

●e-Tax 利用の簡便化

(マイナンバーカードとICカードリーダーがなくても、スマホやパソコンからe-Taxが利用可能です)

国税庁ウェブサイト「確定申告書等作成コーナー」で申告書が作成できます。作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダーを用意すれば、申告会場に行くことなく、「e-Tax」を利用して提出できます。

また、今年1月から、スマートフォン等専用画面をご利用いただける方の範囲が広がり(2カ所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など)、1月31日迄からは、マイナンバーカードとマイナンバーカード対応のスマートフォンがあれば、スマートフォンでe-Taxが利用可能となる予定です。

なお、①マイナンバーカード、②ICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンをお持ちでない方でも、事前に税務署で発行するe-Tax用の「ID・パスワード」を取得すれば、e-Taxをご利用できます。「ID・パスワード」の発行は、全国の税務署で随時受け付けていますので、必ず本人確認書類(運転免許証など)をお持ちの上、税務署の窓口までお越しください(開庁日を除く)。

●申告書の提出

国税庁ウェブサイト「確定申告書等作成コーナー」には、給与所得者または公的年金所得者の方向けの申告書作成画面があり、初めての方でも操作しやすい画面となっています。(e-Taxを利用しての提出は、上記「e-Tax利用の簡便化」をご参照ください。)

e-Tax以外の申告書の提出方法は、税務署窓口へ直接お持ちいただくか、郵送になります。(作成済みの申告書は、2月16日以前でも提出できます。)

●医療費控除

平成29年分確定申告から、医療費控除を受ける場合、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、これにより領収書の提出は不要となりました。「医療費控除の明細書」は、国税庁ウェブサイトからダウンロード可

●年金所得者の申告手続の簡素化

公的年金等に係る雑所得を有する方で、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告が不要となります。

(注) この場合であっても、医療費控除等による所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。また、各種所得控除を受けるためには、住民税の申告が必要となる場合があります。

●ふるさと納税ワンストップ特例制度

・同制度は、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税を行った自治体に「寄附金控除に係る申告特例申請書」を提出することにより、所得税の確定申告(又は住民税の申告)を行わなくても所得税の寄附金控除相当分を含めて住民税から税額控除されるという制度です。(注) ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税の軽減が行われます。(ふるさと納税翌年の6月以降に支払う個人住民税額が減額されます。)

・ふるさと納税(寄附金控除)を適用するために確定申告書の提出が必要な場合

次の①又は②に該当するときは、ふるさと納税に係る寄附金控除の額を記載した確定申告書の提出が必要となります。

①6団体以上の自治体へ寄附した場合

②確定申告書を提出した場合(例えば、給与所得者が医療費控除を受けるために確定申告書を提出する場合、ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用されないため、確定申告書にふるさと納税に係る寄附金控除の額を併せて記載する必要があります。)